

弁護士倫理・ここが問題

第12回 当事者には交渉中、何を話すべきか

弁護士倫理特別委員会委員 野々山 哲郎 (34期)

1 問題提起

説明責任や透明性が強調される現在、これからの弁護士は、交渉の経緯をどこまで当事者に報告、説明すべきであろうか。実際の交渉内容につき、単に機械的に全部を話せば必ずしも良いというものでないことは、練達の弁護士にとっては、自明のことであると思われるが、弁護士職務基本規程（以下「規程」という）を誤解しないために、今回はあえて自明と思われる問題を検討することとする。

2 事例

事例を単純化して、XからYに貸した金100万円の返還請求事例で考える。

X代理人甲弁護士とY代理人乙弁護士で交渉となり、Yは30万円なら支払うがそれ以上は支払わない、50万円なら決裂する、Xは70万円なら合意するがそれ以下なら合意しない、50万円なら決裂するという状況となった。しかし、代理人間で、本件は決裂させるよりも、50万円で解決すべき事案であるということでは認識が一致した。そこで、50万円で当事者の了解が得られないものか、互いに持ち帰って依頼者と協議してみることにしたところ、当事者双方はこの解決案を承知し、円満解決となった。

上記事例で甲乙は代理人間の協議内容をどこまで報告すべきであろうか。

3 規程の確認

規程36条は「弁護士は、必要に応じ、依頼者に対して、事件の経過及び事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告し、依頼者と協議しながら事件の処理を進めなければならない。」と規定する。この点につき、「解説『弁護士職務基本規程』」（以下「解説」という）では、「弁護士は、報告にとどまらず、…意思決定をなすのに必要かつ十分な説明をしなければならない。」と述べ、すべて説明すべきとの誤解を与えかねない記述がある。

しかし、報告、説明すべきなのは、「必要に応じ」という限定のもとに、「事件の経過」と「事件の帰趨に影響を及ぼす事項」についてである。単に機械的に

全部を話す必要があるとすると、場合によっては、まとまる交渉もまとまりかねなくなる。交渉内容について報告、説明が必要なのは、「事件の帰趨に影響を及ぼす事項」であり、その内容は、当方の主張内容、相手方の主張内容や意向、解決の見込み、今後の事件の行方等であって、基本的には、代理人弁護士間限りのやり取りの内容は含まないものとする。

4 旧弁護士倫理

旧弁護士倫理44条は、「正当な職務慣行…に反して他の弁護士を不利益に陥れてはならない。」と規定され、『注釈弁護士倫理』（179頁）では、「弁護士同士で互いに相手方を信頼し、事案について率直な意見を交換しあうことがある。このような弁護士間限りのやり取りの内容は、…紛争解決の着地点を模索して、そのためにするやり取りは、その目的以外に流用されないことを前提としてなされる…」と解説されている。ただ、双方の代理人間で一致した解決点に関する認識の開示は、説明の仕方によっては談合等を誤解されかねない点もあるので、その場合には、かかる解決点の妥当性や合理性について十分に説明、説得をすることが必要である。

5 結論

以上のような観点を欠いて単に機械的に全部を話すというのは、一見透明性が高いようではあるが、紛争解決にあたる弁護士としては、適切な対応とは言い難い。規程や解説の記載は、解決交渉のためのいわば紛争解決の妙まで否定するものではなく、むしろこれを踏まえた内容であろう。

当事者には交渉中、何を話すべきかという問題は、簡単にマニュアル化して対応することが難しいものであり、交渉の専門家としての技量を磨いたうえでない議論を深めることができない。交渉はどのように単純に見えても千差万別であり、類型化の困難な極めて専門的な弁護士の職務分野である。弁護士は、単なる使用者ではない。代理人として依頼者の利益擁護を最大限実現するため、妥当な解決に向け、場合によっては自己の依頼人側に譲歩の説得をすることも少なくないのである。